

成田市議会基本条例 検証結果

令和7年度実施
成田市議会

検証対象期間: 令和4年4月～令和7年9月

| 議 会 基 本 条 例 | 実 施 状 況 | 課 題 ・ 今 後 の 方 策 |
|--|---|--|
| 第1章 総則 | | |
| (目的) | | |
| <p>第1条 この条例は、二元代表制の下、合議機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会運営における規範的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づき市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。</p> | | |
| 第2章 議会運営及び議員活動の原則 | | |
| (議会運営の原則) | | |
| <p>第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営に努めること。</p> <p>(2) 議案の提出及び市長の提出する議案の修正の権限を有することを踏まえて、市長その他の執行機関の市政運営を常に監視すること。</p> <p>(3) 議会活動に市民参加の機会の拡充を図るとともに、市民の多様な意見を基に政策の立案、提言及び提案の機能の向上に努めること。</p> | <p>市民に開かれた議会を目指し、令和4年6月定例会から議案資料をホームページ上で公開した。</p> <p>また、議会運営の公正等を図るため、令和7年3月に成田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定した。</p> <p>市民参加の機会の拡充については、新型コロナウイルス感染症が収束した令和4年度から、市民の多様な意見を聴取するため、議会報告会や高校生との意見交換会を再開した。</p> | <p>引き続き、本条の趣旨に即した議会運営に努める。</p> <p>(条例改正) 大規模災害の発生時や感染症のまん延時においては、その対応が最優先となり、議事機関としての議会の役割を果たすことが困難な状況が想定される。そのような状況下にあっても、情報通信技術の活用などにより、議会の役割を的確に果たすことが求められることから、災害時における議会の対応方針について明文化する必要がある。</p> |
| (議員活動の原則) | | |
| <p>第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 政策の立案、提言及び提案並びに審議を通じて、議会の構成員としての役割を果たすこと。</p> <p>(2) 行政への監視機能を強化する観点から調査及び研究を行い、行政を監視する責務を果たすこと。</p> <p>(3) 条例の制定、改廃等の議案の提出の権限を積極的に行使すること。</p> <p>(4) 多様な民意を反映させる代弁者であると同時に、議会の構成員として、全体の奉仕者及び代表者であることを自覚し、市民福祉の向上を目指して活動すること。</p> <p>(5) 議会が合議機関であることを認識し、議員同士が積極的に議論し、結論を出す環境づくりをすること。</p> | <p>各議員が一般質問において政策提言するとともに、議案審査を通じて、行政の監視機能を果たした。</p> <p>また、議員間自由討議の運用に向け、令和6年9月に議会基本条例運用基準を改正し、改正後は委員会における議案や陳情の審査において自由討議を行った。</p> <p>条例の制定、改廃等に係る議案の提出事例はない。</p> | <p>引き続き、本条の趣旨に即した議員活動に努める。</p> |
| (会派) | | |
| <p>第4条 議員は、議会活動を行うに当たり、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができる。</p> | <p>会派を結成し活動している。</p> | <p>—</p> |
| <p>第4条 会派は、政策の立案、提言及び提案に当たり、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p> | <p>意見書や決議の提案に当たり、会派間で調整し合意形成に努めた。</p> <p>また、政策の立案・提言等に向け、会派間で勉強会等を開催した。</p> | <p>引き続き、政策提言・提案に資するため、会派間において議論を深める。</p> |

成田市議会基本条例 検証結果

令和7年度実施
成田市議会

検証対象期間: 令和4年4月～令和7年9月

| 議 会 基 本 条 例 | 実 施 状 況 | 課 題・今後の方策 |
|--|---|---|
| 第3章 市民と議会との関係 | | |
| (説明責任) | | |
| <p>第5条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に市民に提供することにより、その透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たすものとする。</p> | <p>議会ホームページにおける議会情報の発信をはじめ、ケーブルテレビ、インターネットでの本会議・委員会の映像配信など、積極的な情報提供に努めた。</p> <p>また、毎定例会終了後には議会だよりを発行した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が収束した令和4年度以降は、対面による議会報告会を開催した。</p> | <p>引き続き積極的な情報提供に努める。</p> <p>議会報告会については、参加者の減少や固定化の傾向を踏まえ、若者や子育て世代などの多様な世代にも参加いただけるよう、開催方法の検討が必要である。</p> |
| <p>第5条 議会は、本会議のほか、全ての委員会を原則として公開するものとする。本会議及び委員会を公開しない場合は、その理由を明らかにしなければならない。</p> | <p>全ての本会議及び委員会について、ケーブルテレビ及びインターネット配信により公開した。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症が収束した令和5年3月定例会から、通常どおり傍聴の受入れを再開した。</p> | <p>引き続き取り組む。</p> |
| (市民参加) | | |
| <p>第6条 議会は、委員会の運営に当たり、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用し、市民の意見を聴いて議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> | <p>参考人制度は活用しているが、公聴会については開催事例なし。</p> | <p>必要に応じて、公聴会制度を活用する。</p> |
| <p>第6条 市民からの請願及び陳情については、原則として市民からの政策の提案と位置付け、その審議においては、請願者及び陳情者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。</p> | <p>請願者及び陳情者（審査対象のみ）の意見陳述の機会を設けている。</p> | <p>オンラインによる意見陳述など、より意見陳述をしやすい環境整備について検討する余地がある。</p> |
| <p>第6条 議会は、会期中であるか否かを問わず、市民との意見交換の場を積極的に設け、市民の意見の把握に努めるものとする。</p> | <p>新型コロナウイルス感染症が収束した令和4年度から高校生との意見交換会を再開した。</p> <p>関係団体等との意見交換会は開催していない。</p> | <p>必要に応じて、関係団体等との意見交換を行う。</p> |
| (議会報告会) | | |
| <p>第7条 議会は、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について市民に報告するとともに、市政全般に関する諸課題について情報及び意見の交換を行うために、議会報告会を開催するものとする。</p> | <p>新型コロナウイルス感染症の収束後は、対面方式での議会報告会を再開した。また、子育て中の父母や高齢者等が自宅等で参加できるよう、令和4年度よりオンライン方式での開催を追加した。</p> | <p>参加者は議員との意見交換を目的としているため、報告の在り方について検討する。</p> |
| <p>第7条 前項の議会報告会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |

成田市議会基本条例 検証結果

令和7年度実施
成田市議会

検証対象期間: 令和4年4月～令和7年9月

| 議 会 基 本 条 例 | 実 施 状 況 | 課 題・今後の方策 |
|---|--|--|
| (広報広聴活動) | | |
| 第8条 議会は、市民の知る権利を保障し、市民の多様な意見を把握して合議体としての意思決定に反映させるため、広報広聴活動の充実に努めるものとする。 | 新型コロナウイルス感染症の収束後は、対面方式での議会報告会や高校生との意見交換会を再開するとともに、議会報告会については、令和4年度よりオンライン方式での開催を追加した。 また、議会を身近なものとして感じてもらえるよう、令和6年7月より広報広聴委員が説明を行う議場見学会を開始した。 | 学生や若者世代、子育て世代、高齢者や外国人、各種団体等、対象者を絞った開催方法など、今後必要に応じて検討する。 |
| 第8条 議会は、議会広報を発行し、議会活動に係る情報を分かりやすく市民に提供するよう努めるものとする。 | 議会だよりのリニューアルを行い、議会活動を市民に分かりやすく伝えるよう努めた。 また、議会だよりの認知度向上を図るため、令和4年度以降、国際医療福祉大学成田病院やイオンモール、イオンタウンで配架するとともに、令和5年度から成田市公式LINEでの配信を開始した。 | より多くの方に議会だよりを見ていただける取組を引き続き検討する。 |
| 第8条 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。 | 議案審査に係る資料について、令和4年6月定例会よりホームページ上で公開するとともに、議会だよりについて、認知度向上を図るため成田市公式LINEにて配信した。 また、議会を身近なものとして感じてもらえるよう、令和6年7月より広報広聴委員が説明を行う議場見学会を開始した。 | 議会や市政に関心を持ってもらえる広報活動について、今後必要に応じて検討する。 また、委員会所管事務調査に係る資料のホームページ上での公開について検討する。 |
| 第8条 議会は、市民の意向を把握し、議論を深めるため、必要に応じ市民アンケート、意見公募手続等を実施するものとする。 | 高校生の意見や要望を把握するため、令和5年度より市内在住、在学の高校生を対象としたWebアンケートを開始した。 | 市民アンケートの活用など、今後必要に応じて検討する。 |
| 第8条 議会は、前各項に規定する活動を行うため、第5項 議員で構成する広報広聴委員会を設置する。 | — | — |
| 第8条 前項の広報広聴委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。 | — | — |
| 第4章 議会と市長との関係 | | |
| (市長等との関係) | | |
| 第9条 議員は、議会審議において、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）との緊張関係の保持に努めなければならない。 | 質疑や一般質問等では緊張感を持ち活発な議論を行った。 | 引き続き緊張関係の保持に努める。 |
| 第9条 議員は、本会議における市長等との質疑応答においては、広く市政上の論点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。 | 一般質問において一問一答方式を活用した。 | 引き続き取り組む。 |
| 第9条 市長等は、本会議及び委員会において、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問及び質疑に対して、反問することができる。 | 活用の事例なし。 定期的に執行部と運用基準を確認し、反問権の理解の統一を図った。 | 引き続き、反問権の理解の統一を図る。 |
| 第9条 議員は、法令、条例等で定めるものを除き、市長その他の執行機関に属する審議会等の委員に就任してはならない。 | 適切に運用した。 | 引き続き適切な運用に努める。 |
| (議決事件の拡大) | | |
| 第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件を定める場合は、その理由を明確にしなければならない。 | 基本条例制定後は改正の事例はない。 | 新たに定める必要が生じた場合は適切に対応する。 |
| 第10条 前項の議会の議決すべき事件は、成田市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例（平成22年条例第13号）で定める。 | — | — |

成田市議会基本条例 検証結果

令和7年度実施
成田市議会

検証対象期間: 令和4年4月～令和7年9月

| 議 会 基 本 条 例 | 実 施 状 況 | 課 題・今後の方策 |
|---|---|--|
| (市長による政策等の形成過程の説明) | | |
| <p>第11条 議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点、情報等を整理し、その政策等の水準、公平性及び透明性の向上のため、市長に対し、次に掲げる事項の説明を行うよう求めるものとする。</p> <p>(1) 政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 市民参加の実施の有無及びその内容 (4) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (5) 基本計画における根拠又は位置付け (6) 政策等の実施に係る財源措置 (7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト</p> | <p>一般質問や委員会審査において、論点等を整理の上、各号に掲げる項目について、適宜説明を求めた。</p> | <p>引き続き取り組む。画一的な運用は難しいことから、現行の規定内容について精査が必要である。</p> |
| <p>第11条 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。</p> | <p>決算特別委員会などにおいて、執行後における政策評価に資する検証を適切に実施した。</p> | <p>評価のさらなる充実を図るため、検証に必要な資料の検討が必要である。</p> |
| (予算及び決算の審議における政策説明資料の提出) | | |
| <p>第12条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料の提出を行うよう求めるものとする。</p> | <p>予算審査・決算審査においては、事業別の資料のほか、より詳細な審査を行うため、各種資料の提出を求めた。</p> | <p>審査のさらなる充実を図るため、新規事業や重要な政策等に関する資料の請求内容について検討する必要がある。</p> |
| (適正な議会費の確保) | | |
| <p>第13条 議会は、二代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実させるため、必要な予算の確保に努めるものとする。</p> | <p>必要な予算の要望は行い、確保に努めた。</p> | <p>引き続き、必要な予算の確保に努める。</p> |
| 第 5 章 議会の機能の強化 | | |
| (議員間の自由討議) | | |
| <p>第14条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を重視した運営に努めるものとする。</p> | <p>令和6年9月に議会基本条例の運用基準を改正し、議員間自由討議の細かな運用方法を定めた。 運用基準の改正後は、議案審査1件及び陳情審査1件について自由討議を実施した。</p> | <p>引き続き、必要に応じて自由討議を実施する。</p> |
| (委員会) | | |
| <p>第15条 委員会は、市政の諸課題に迅速に対応するため、委員会の専門性及び特性を生かした適切な運営に努め、所管する事務の調査の充実を図るとともに、積極的な政策の立案、提言及び提案に努めるものとする。</p> | <p>議案審査のさらなる充実を図り、市政運営のチェック機能をより強化するため、テーマを設け主体的に調査研究を実施した。また、一部の委員会において、執行部に対し提言を行った。</p> | <p>政策の立案・提言についてはそれぞれの委員会の判断により取り組んでいく。</p> |
| <p>第15条 委員会は、委員会の審査に係る資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> | <p>委員会資料については、傍聴者に議員と同じ資料を提供（一部貸与）するとともに、議案審査に係る資料については、令和4年6月定例会からホームページ上において公開した。</p> | <p>所管事務調査に係る資料のホームページ上での公開について検討する。</p> |
| (議会事務局の体制整備) | | |
| <p>第16条 議会事務局は、議員の議会活動に必要な行政情報の提供に努めるものとする。</p> | <p>議員の求めに応じ、迅速に行政情報を提供している。また、議員活動に必要な資料等についても積極的かつ迅速に提供している。</p> | <p>引き続き、積極的かつ迅速な行政情報の提供に努める。</p> |
| <p>第16条 議会は、政策の立案、提言及び提案等の能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び政策法務の機能の充実強化を図るものとする。</p> | <p>議事及び政策法務に関する研修に参加するなど、議会事務局の機能の充実強化を図った。また、法規事務を経験した職員も配置している。</p> | <p>議会事務局の調査・政策法務の機能強化に向けて、議論を深める。</p> |
| (議会図書室の活用) | | |
| <p>第17条 議会は、議員の調査及び研究に資するために設置する議会図書室の機能を充実させ、その活用を図るものとする。</p> | <p>図書室の活用を図るため、新着図書の情報を提供するとともに、市立図書館と連携し、レファレンスサービス（照会）を実施するなど利便性の向上を図った。</p> | <p>必要な図書の選書等、さらなる活用を図るための検討が必要である。</p> |

成田市議会基本条例 検証結果

令和7年度実施
成田市議会

検証対象期間: 令和4年4月～令和7年9月

| 議 会 基 本 条 例 | 実 施 状 況 | 課 題・今後の方策 |
|--|--|-----------------------------------|
| (議員研修の充実) | | |
| 第18条 議会は、議員の政策の立案の能力を向上させるため、議員の研修の充実に努めるものとする。 | 会派もしくは議員個々に研修に参加している。 また、研修会の案内は、グループウェアを通じて随時情報提供している。 | 外部の研修も積極的に活用する。 |
| 第18条 議会は、研修の充実に当たり、広く各分野の専門家を招いて研修会を開催するものとする。 | 市や市議会を取り巻く環境を踏まえ、適時適切な研修テーマを設定の上、専門家を招いた議員団研修会を年に3回程度開催している。 | 引き続き、議員団研修会を開催する。 |
| (専門的知見の活用) | | |
| 第19条 議会は、市政の諸課題に関する調査又は検討のため、必要があると認めるときは、専門的知見を活用し、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 | 議会として学識経験者に調査を依頼した案件はない。 | 必要に応じ、専門的知見の活用を図る。 |
| (政務活動費) | | |
| 第20条 議員は、政務活動費が議員の調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを認識し、成田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第4号。以下「政務活動費条例」という。）に定めるところにより政務活動費を適正に執行しなければならない。 | 各自領収書を精査し、取扱基準に定める按分率を活用した。 また、より適正な支出となるよう、令和6年3月に備品購入費に関する取扱基準を改正した。 | 引き続き、適正な執行に努める。 |
| 第20条 議員は、政務活動費の用途については、常に透明性を確保しなければならない。 | 収支報告書及び領収書等の写しをホームページ上で公開し、透明性を確保した。 | 引き続き取り組む。 |
| 第20条 議長は、政務活動費の収支報告書を積極的に公表しなければならない。 | 収支報告書及び領収書等の写しをホームページ上で公開し、透明性を確保した。 | 引き続き取り組む。 |
| (議会改革の継続) | | |
| 第21条 議会は、社会環境の変化及び新たに生じる市政の諸課題に適切かつ迅速に対応するため、議会運営に係る不断の評価及び改善に取り組まなければならない。 | 令和6年4月の改正地方自治法の施行に伴う地方議会に係る手続きのオンライン化に対応するため、令和6年6月定例会から請願・陳情に係る電子申請の受付を開始した。 また、令和7年6月定例会からタブレット端末を活用した議会運営に取り組み、一般質問等の発言通告書のオンライン提出を開始した。 | 引き続き、社会環境の変化に適切に対応し、議会改革に取り組んでいく。 |
| 第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇 | | |
| (議員の政治倫理) | | |
| 第22条 議員は、市民の代表として名誉及び品位を損なう行為を慎み、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない等、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。 | 各議員が成田市議会議員政治倫理条例の趣旨を理解し遵守に努めた。 | 公職者として高い倫理観を持ち、引き続き政治倫理条例を遵守する。 |
| (議員定数) | | |
| 第23条 議員定数は、成田市議会議員定数条例（平成14年条例第44号。以下「議員定数条例」という。）で定める。 | — | — |
| 第23条 議会は、議員定数条例の改正に当たっては、公聴会制度、参考人制度等を活用し、市民の意見、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市の人口、面積、財政力等を勘案し、議員定数を定めなければならない。 | — | — |

成田市議会基本条例 検証結果

令和7年度実施
成田市議会

検証対象期間: 令和4年4月～令和7年9月

| 議 会 基 本 条 例 | 実 施 状 況 | 課 題 ・ 今 後 の 方 策 |
|---|--|--------------------------------|
| (議員報酬) | | |
| 第24条 議員報酬は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第24号。以下「議員報酬等条例」という。）で定める。 | — | — |
| 第24条 議員報酬等条例の改正に係る議案を提出しようとする場合は、公聴会制度、参考人制度等を活用し、あらかじめその概要を広く市民に公開し、市民の意見を聴取して提出するものとする。 | — | — |
| 第7章 条例の最高規範性及び検証 | | |
| (最高規範性) | | |
| 第25条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例の目的に反する議会に係る条例、規則等の制定又は改廃を行ってはならない。 | 議会基本条例の目的を逸脱することなく会議規則や条例等を改正するとともに、議会基本条例の趣旨に則り成田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定した。 | 引き続き適切に対応する。 |
| (検証) | | |
| 第26条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを常に検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正を含め、適切な措置を講ずるものとする。 | 条例制定後10年以上が経過していることから、社会情勢の変化を踏まえ、条例改正も視野に入れ、検証を行った。 | 常に条例の達成状況を意識し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。 |